

平成29年度
東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業
募集要項

平成 29 年 4 月

東京都福祉保健局

目次

- 募集要項（本文）
- 補助協議書類一覧（別添1）
- 補助協議書類様式（様式1～11）
- 応募・審査等の流れ（別添2）
- 参考資料「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」

1 募集の趣旨

東京都の高齢者人口（65歳以上人口）は、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年（平成37年）には約332万人（高齢化率は25.2%）、2035年（平成47年）には約377万人（高齢化率は29.8%）に達するという、極めて高齢化が進んだ社会が到来することが見込まれています。

そのため、高齢者が、医療や介護が必要になっても、必要なサービスの提供を受けながら、住み慣れた地域で住み続けることができる住まいの供給促進がますます重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、東京都（以下「都」という。）では、高齢者が医療や介護等が必要になっても、安心して住み慣れた地域で住み続けることのできる住まいの充実を目的として、東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業（以下「連携型事業」という。）を実施することとなりました。

今回の募集は、連携型事業実施要綱に基づき実施するものです。

2 事業内容

(1) 提案事業

提案事業は、次の①及び②の両方に該当するものとします。

- ① サービス付き高齢者向け住宅、医療サービスを提供する事業所（以下「医療事業所」という。）及び介護サービスを提供する事業所（以下「介護事業所」という。）を一体として新規に整備する事業又は既存建築物を改修して整備する事業。

ただし、医療事業所及び介護事業所の両方を一体として同時に整備することが困難である場合は、医療事業所又は介護事業所のいずれかを併設により整備し、併設しない事業所については、当該サービス付き高齢者向け住宅と近接した事業所と連携することにより、②の要件を満たす場合は対象とする。

なお、この場合、近接事業所は補助対象としない。

- ② サービス付き高齢者向け住宅内で提供される生活支援サービス、医療事業所において提供される医療サービス及び介護事業所において提供される介護サービスの実施主体等が連携して、各サービスを効果的に提供する方策や体制の整っている事業。

(2) 提案事業の要件

提案事業は、サービス付き高齢者向け住宅の整備に当たって、関係法令を遵守するほか、次の①から⑮までの全ての要件に該当するものとします。

- ① 東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業審査要領及び東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業審査基準（兼基準適否確認票）並びに平成29年度東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業補助金交付要綱（以下「審査要領等」という。）に定める要件等を満たすものであること。
- ② 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第6条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録を行うこと。
- ③ 戸数は5戸以上とすること。
- ④ 区市町村等関係機関に事前協議等を行っていること。特に高齢者向け優良賃貸住宅の整備を伴うものを予定しているものにあつては、区市町村と事前に十分な調整を行っていること。
- ⑤ サービス付き高齢者向け住宅登録窓口に整備予定の図面等を持参し、事前協議を行っていること。

- ⑥ 住宅事業を運営する法人（以下「住宅事業者」という。）が、生活支援サービスのうち、緊急時対応、安否確認、生活相談などの基本サービスを行うこと（委託を含む。）。
- ⑦ ⑥に定めるサービスを提供するためのスペース（スタッフが常駐し、緊急通報装置（集合盤）の設置や緊急時対応、入居者の生活相談を受けるためのスペース）を備えること。
- ⑧ ⑥のサービスを適切に提供するため、居住者が各居室等から⑦のスペース等にいるスタッフに緊急時に連絡をとるための緊急通報装置、スタッフが居住者の安否の状況を確認するための安否確認装置等を住宅内に設置するなど体制を整備すること。
- ⑨ 住宅に、入居者からの生活相談に応じ、生活支援サービスの調整や医療・介護サービスとの連携など入居者の生活全般のコーディネートを行う職員（コーディネーター）を配置すること（住宅の職員は原則として常駐であること。）。
- なお、当該職員は以下のア及びイの両方に該当する者であること。
- ア 医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員又は介護職員初任者研修課程の修了者（修了者とみなされる者を含む。）
- イ 医療、介護、福祉に関わる実務経験を有するなど入居者の生活相談への適切な対応及び生活状況に応じた必要なコーディネートを適切に行うことができる者
- ⑩ 住宅の加齢対応構造等が、段差のない床、浴室等の手すり、介助用の車椅子で移動できる幅の廊下その他の加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下を補い高齢者が日常生活を支障なく営むために必要な構造及び設備であること（募集要項様式 8-1、2 を参照）。
- ⑪ 医療事業所及び介護事業所は、以下の要件を満たすものであること。
- ア 医療事業所
- (ア) 病院（訪問診療の実施体制があるもの。ただし、整備費補助の対象にはなりません。）
- (イ) 診療所（訪問診療の実施体制があるもの）
- (ウ) 訪問看護ステーション
- イ 介護事業所
- (ア) 訪問介護事業所（早朝・夜間、深夜の訪問介護の実施体制があるもの）
- (イ) 夜間対応型訪問介護事業所
- (ウ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (エ) 通所介護事業所
- (オ) 通所リハビリテーション事業所
- (カ) 認知症対応型通所介護事業所
- (キ) 地域密着型通所介護事業所
- (ク) 短期入所生活介護事業所
- (ケ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (コ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ウ 医療事業所及び介護事業所は、それぞれの関係法令による設置基準、設備基準等を満たし、開設及び事業者指定の見込みがあること（住宅事業者、医療事業所でサービスを提供する事業者（以下「医療サービス事業者」という。）及び介護事業所でサービスを提供する事業者（以下「介護サービス事業者」という。）の定まっているもの）。
- エ 区市町村等関係機関に事前協議等を行っていること。特に地域密着型サービスの提供を予定しているものにあつては、区市町村と事前に十分な調整を行っていること。
- ⑫ サービス付き高齢者向け住宅内で提供される生活支援サービス、医療事業所において提供される医療サービス及び介護事業所において提供される介護サービスの各実施主体が連携して、効果的にサービスを提供する方策や体制の整っているもの。
- ⑬ 整備の方法が次のいずれかに該当するもの。

ア 事業者整備型

住宅事業者が自ら設置運営する目的で整備するもの。

イ オーナー型

土地所有者（医療事業所の設置者、介護事業所の設置者又はそれ以外の者であって、土地を所有又は賃借する者を含む。以下同じ。）が住宅事業者に貸し付ける目的で整備するもの。

- ⑭ 住宅事業者が住宅建設予定地を所有していない場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 購入予定の土地又は贈与により取得予定の土地で行う事業者整備型の場合には、土地所有者と住宅事業者が十分協議の上、土地の売買又は贈与の条件等について合意していること。

イ 借地で行う事業者整備型の場合には、土地所有者と住宅事業者が十分協議の上、土地の賃貸借の条件等について合意していること。

ウ オーナー型の場合、土地所有者と住宅事業者が十分協議の上、建物の設計内容や建物賃貸借の条件等について合意していること。

エ 借地で行うオーナー型の場合には、土地所有者と当該土地を賃借して整備する者が十分協議の上、土地の賃貸借の条件等について合意していること。

- ⑮ 連携型事業の決定を受けた後、補助内示を行った年の年度内に事業に着手すること。
なお、既に着手している事業は対象になりません。

3 応募対象者等

(1) 応募対象者

2（1）の事業を行う者を応募対象者とします。土地所有者、住宅事業者、医療サービス事業者及び介護サービス事業者が一部異なる場合又はそれぞれ異なる場合は、グループでの応募（以下「グループ応募」という。）となります。グループ応募の場合は、補助を受ける対象者が代表応募者となります。

(2) 応募資格

応募の時点で、次のいずれかの法人格を取得しているものとします。グループ応募の場合は、グループ構成者の全てが次のいずれかの法人格を取得していることを原則とします。ただし、土地所有者及び診療所を医師が開設する予定の場合のみ、この限りではありません。

なお、社会福祉法人については、今回の応募住宅等の整備・運営を目的として法人を新たに設立しての応募は認められません。

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ② 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- ③ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
- ④ 一般社団法人及び一般財団法人
- ⑤ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ⑥ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- ⑦ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合
- ⑧ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に規定する独立行政法人
- ⑨ 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社
- ⑩ 区市町村

4 施設整備費補助について

(1)住宅(5戸以上)

【補助対象】

- ① 生活支援サービスのうち、緊急時対応、安否確認、生活相談などの基本サービスを行うためのスペース（スタッフが常駐し、緊急通報装置（集合盤）の設置や緊急時対応、入居者の生活相談を受けるためのスペース）
 - ② 居間・食堂以外で入居者と地域住民等が交流・団らんでできるスペース
 - ③ 入居者の要介護度の重度化に対応できる共同浴室スペース
- ※ ①、②、③ともに、サービス付き高齢者向け住宅の共用部分と明確に区分したスペースとして整備する場合に補助対象となります。

【補助単価(上限額)】

- ①、②、③ 合計で15,000,000円（新規・既存建築物改修とも同単価）
- ※ ①の整備（補助申請の有無は問わない。）は必須

【補助要件】

審査要領等及びその他の関係規定の基準を満たすこと。

(2)緊急通報、安否確認装置設置費

【補助対象】

居住者が各居室等から4（1）①のスペース等にいるスタッフに緊急時に連絡をとるために設置される緊急通報装置、スタッフが居住者の安否の状況を確認するための安否確認装置等（建物工事費の中でも、壁掛け式エアコン、コードレス式ナースコールなど容易に着脱や持ち去りができる設備は補助対象外とする。）

【補助単価(上限額)】

1事業 9,000,000円（新規・既存建築物改修とも同単価）

【補助要件】

審査要領等及びその他の関係規定の基準を満たすこと。

(3)医療事業所

【補助対象】

下記のいずれか一つを補助対象とする（サービス付き高齢者向け住宅と近接する事業所と連携する場合、当該近接事業所は補助対象外とする。）。

- ① 診療所（訪問診療の実施体制があるもの）
- ② 訪問看護ステーション

※ 病院は整備費の補助対象にはなりません。

【補助単価(上限額)】

1事業 4,000,000円（新規・既存建築物改修とも同単価）

【補助要件】

- ① 関係法令による設置基準等を満たし、開設及び事業者指定の見込みがあること。
- ② 審査要領等及びその他の関係規定の基準を満たすこと。

(4)介護事業所

【補助対象】

下記のいずれか一つを補助対象とする（サービス付き高齢者向け住宅と近接する事業所と連携する場合、当該近接事業所は補助対象外とする。）。

- ① 訪問介護事業所（早朝・夜間、深夜の訪問介護の実施体制があるもの）
- ② 夜間対応型訪問介護事業所

- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ④ 通所介護事業所
- ⑤ 通所リハビリテーション事業所
- ⑥ 認知症対応型通所介護事業所
- ⑦ 地域密着型通所介護事業所
- ⑧ 短期入所生活介護事業所
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑩ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

【補助単価(上限額)】

① 訪問介護事業所	5,000,000円
② 夜間対応型訪問介護事業所	5,000,000円
③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,000,000円
④ 通所介護事業所	10,000,000円
⑤ 通所リハビリテーション事業所	10,000,000円
⑥ 認知症対応型通所介護事業所	10,000,000円
⑦ 地域密着型通所介護事業所	10,000,000円
⑧ 短期入所生活介護事業所	15,000,000円
⑨ 小規模多機能型居宅介護事業所	15,000,000円
⑩ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000,000円

(新規・既存建築物改修とも同単価)

【補助要件】

- ① 関係法令による設置基準等を満たし、事業者指定の見込みがあること。
- ② 審査要領等及びその他の関係規定の基準を満たすこと。
- ③ 区市町村との事前協議を行っていること。

(5)スマートウェルネス住宅等推進事業(国土交通省)に応募している場合

スマートウェルネス住宅等推進事業(以下「国事業」という。)への応募(予定を含む。)がある場合に、4(1)から(4)までの部分について国事業の補助対象となる場合は、本事業の補助額から国事業補助額を控除する必要がある。そのため、本事業と重複する部分の国事業の補助内訳が分かる資料を添付すること(4(1)、(3)及び(4)については面積按分等によること。4(2)については、装置設置費用を工事費内訳等により把握すること。)

(6)東京都まちづくり等貢献型サービス付き高齢者向け住宅整備事業(東京都都市整備局)に応募している場合

本事業において、4(1)②並びに(4)②、③、⑥、⑦、⑨及び⑩のうちいずれかを補助対象とする場合には、東京都まちづくり等貢献型サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱第4に定める「地域密着型サービス事業所併設加算」又は「入居者及び地域住民の共用リビング併設加算」に係る加算額を本事業の補助額から控除する必要がある。そのため、当該加算額の内訳が分かる資料を添付すること。

(7)施設整備費の補助対象外経費

- ① 土地の買収又は整地に要する費用
- ② 既存建物の買収に要する費用
- ③ 既存建物の解体撤去及び仮設建物に要する費用
- ④ 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外溝整備に要する費用
- ⑤ 職員の宿舎に要する費用
- ⑥ その他整備費として適当と認められない費用

(8) 複数年度にまたがる事業の場合

補助金は、工事出来高に応じて年度ごとに支払います。

5 住宅等整備及び運営に関する基本的事項

住宅等の建築、運営に際しては、それぞれ該当する以下の法令等及び条件を遵守してください。

また、住宅の建築に当たっては、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準等を満たすほか、消防設備の設置等に関して消防署の指導を遵守してください。

(1) 遵守すべき法令等

- ① 老人福祉法
- ② 介護保険法
- ③ 医療法
- ④ 高齢者の居住の安定確保に関する法律
- ⑤ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ⑥ 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- ⑦ 介護保険法の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、当該区市町村が定める条例
- ⑧ 医療法施行規則
- ⑨ 東京都福祉のまちづくり条例
- ⑩ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
- ⑪ その他関係法令

(2) その他留意事項

- ① 住宅等の建設に当たっては、地域住民に対し十分な説明を行うとともに、誠実に対応してください。
- ② 本応募による連携型事業として決定されるまでは、「連携型事業」という表示はしないでください。
- ③ 参考資料「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」を遵守してください。
- ④ 「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のガイドライン」を踏まえて医療・介護連携体制の構築に取り組んでください。

6 質疑及び回答

電話及びFAXで受け付けた質疑について随時回答します。

また、全ての応募（予定を含む。）事業者等に周知する必要がある内容については、随時、以下の東京都福祉保健局ホームページに掲載します。

電話 03-5320-4273（直通）

FAX 03-5388-1395

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都福祉保健局トップページ>分野からのご案内「高齢者」

> 自立生活の支援 > 東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業

7 補助協議書類の提出

応募者は、次により補助協議書類を提出してください。

提出後の提案内容の変更及び応募者からの書類の差替えは受け付けません。

(1) 提出書類

東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業補助協議書類一覧のとおり

(2) 書類作成上の留意点

① 提出部数・綴り方

ア 正本（都への提出用）1部、副本（応募者控え用）1部

ファイル（A4（厚さ8cm以上）・縦型・左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙に住宅（建物）名・代表応募者の法人名又は氏名を記入し、書類にインデックスを付して提出してください。なお、副本は受け付け後、応募者にお返しします。

イ 電子データ

整備計画協議書、事業提案書、累積借入金償還計画表、事業費・資金調達一覧表、収支見込シミュレーション及び借入金償還計画書については、電子データをCD-Rにて提出してください。

CD-Rに住宅（建物名）・代表応募者の法人名又は氏名を明記してください。

② 追加書類の提出・ヒアリングの実施

都が必要と認める場合は、追加書類の提出依頼又はヒアリングを実施することがあります。

③ 著作権の帰属等

補助協議書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、都は決定された連携型事業の公表等に必要の場合には、補助協議書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

④ 費用の負担

本応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

⑤ 使用言語及び単位

提出書類における言語は日本語、単位はメートル法を使用することとします。

⑥ 消費税及び地方消費税の表示方法

提出書類における生活支援サービス費等の消費税及び地方消費税については、全て総額表示方式としてください。

(3) 募集期間

平成29年4月24日（月曜日）から平成29年12月22日（金曜日）まで

※ 本事業は、年度内に事業に着手することが要件となっています。

書類審査期間の目安は、補助協議書類提出から約2か月、書類審査完了後、審査委員会における審査から事業決定・補助内示までの目安は約1か月となっています。よって、補助協議開始から事業着手（入札手続きの開始等）までの審査期間は最短で約3か月かかります（書類の差し替え等審査状況により超えることもあります）。

※ 募集期間終了間際に補助協議を行った場合、審査完了が平成30年3月頃となり、年度末までに事業に着手することが困難となるため、補助協議は書類が整い次第、早めに行うようにしてください。

ただし、都と協議の上、平成30年度に着工する事業の事前審査として実施する場合は、この限りではありません。

(4) 提出先

新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎26階北側

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課高齢者住宅担当

電話 03-5320-4273（直通）

8 東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業の審査方法

(1) 審査方法

- ① 補助協議書類について、要件等を満たしているかを書類にて確認します。補助協議書類の内容に不明な点がある場合には、必要に応じて追加資料の提出やヒアリングを求める場合があります。

- ② 連携型事業は、東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき決定します。審査委員会では、補助協議書類と応募者からの事業説明により審査を行います。
- ③ 応募者多数の場合は、書類による事前審査により、事業説明を行っていただく提案件数を限らせていただく場合があります。
- ④ 審査の結果、連携型事業なしとする場合があります。
また、審査の結果、事業（提案）内容について一定の条件を付けて、連携型事業として決定することがあります。

(2) 審査基準等

- ① 東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業補助金審査委員会設置要綱並びに審査要領等に基づき、応募者の適格性、事業の安定性及び医療事業所・介護事業所の設備基準等に関して、以下の観点を中心に審査します。
 - ア 住宅事業者等がサービス付き高齢者向け住宅、介護事業所等の良好な実績を有しているか
 - イ 住宅事業者等の法人の経営状況が安定しているか
 - ウ 住宅事業者等の事業収支計画に無理がないか
 - エ 施設整備の基準は満たしているか 等
- ② 提案事業の内容に関して、次の観点を中心に審査を行います。
 - ア 事業趣旨の理解
 - イ 住宅の居住環境
 - ウ 生活支援サービスの実施体制
 - エ 医療事業所・介護事業所によるサービスの実施体制
 - オ 連携方策の具体性と有効性
 - カ 医療事業所・介護事業所が地域の医療・介護に対するニーズに対応しているか
 - キ 医療事業所・介護事業所が地域住民も利用できる医療・介護資源として機能する見込みがあるか
 - ク 費用設定 等

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、審査委員会で審査した上で、知事が決定し、文書で通知します。

(4) 事前審査の実施

募集する事業は、基本的に平成29年度中に事業に着手するものとします。ただし、事業着手が平成30年度となる事業について、補助協議書類が整っている場合に、都と協議の上、平成30年度応募案件として事前審査を受け、連携型事業としての決定を受けることができます。ただし、事前審査を行った事業に対する補助内示は、平成30年度分の予算措置が確定し、補助要綱を制定した後（年度明け）となるため、事業着手はそれ以降に行っていただきます。よって、平成29年度中に他の補助金の交付手続きを行う場合は、各補助金の要件によっては事業着手時期が平成29年度内となり、連携型事業の事前審査の対象外となりますので、スケジュールの調整に十分ご注意ください。

9 補助金の交付

連携型事業として決定された事業の実施者に対して、補助金に関する交付申請について通知します。交付申請は、本応募とは別に行っていただきますので、御留意ください。

また、交付額については、補助金に関する協議書及び交付申請により、予算の範囲内で決定します（連携型事業としての決定をもって、補助協議書類に記載された額での交付決定がなされるわけではありません。）。

なお、平成30年度分の前審査案件として決定された事業に対する交付額については、平

成30年度東京都歳入歳出予算が年度末までに東京都議会において可決され、本事業の予算措置が確定した場合に、平成30年度の本事業に係る予算の範囲内で決定するものとします。

(1)補助協議書の提出

次の理由による整備計画の変更がある場合は、変更理由書及び変更箇所の分かる資料等を添付して、補助協議書を提出してください。

- ① 連携型事業として決定された際に付された条件に係る変更
- ② 住宅事業者、医療サービス事業者及び介護サービス事業者の連携強化に資する変更
- ③ 利用者の利便性の向上に資する変更
- ④ その他事業遂行上必要と認められる変更

(2)補助金内示通知

補助金内示通知後、工事に着手していただきます。内示後に整備計画を変更することはできません。ただし、やむを得ない事情により、補助事業の変更、出来高予定の変更及び事業の中止等がある場合は、事前に都の承認を受けてください。

なお、平成30年度分の事前審査案件として決定された事業については、平成30年度東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業補助金交付要綱の制定以降に補助内示を行います。

(3)補助金交付申請

交付申請は、都が定める期日までに行っていただきます。都の承認なく、補助事業の変更等を行った場合は、補助対象となりませんので、御注意ください。

(4)補助金交付決定

交付申請を受け、都では次の事項等について審査し、交付決定を行います。交付決定の通知は申請者に行います。

- ① 交付申請の内容が連携型事業決定を受けた内容と適合していること。
- ② 事業の内容が、本募集要項及び審査基準等の要件を満たしていること。
- ③ 補助対象経費に都からの他の補助金の対象経費が含まれていないこと。

(5)補助金に関する留意事項

- ① 民間補助金との重複禁止

この補助金と補助対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄付金配分又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けられません。

- ② 承認を要する事項

次のア又はイに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。

ア 補助対象事業において、次の各号のいずれかを変更しようとするとき。

(ア) 建物の規模又は構造

(イ) 建物等の用途

(ウ) 住戸数

(エ) 工事の内容

A 工期変更を伴う工事

B 工法及び位置の変更を伴う工事

C 変更見込金額が請負金額の10%に相当する額又は200万円を超える工事

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(6)状況報告等

補助事業の進捗状況について、定期的に報告していただきます。

また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求めることがあります。

(7)事故等の報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を速やかに書面により報告し、都の指示を受けてください。

(8)補助金交付に係る実績報告

補助対象事業完了後に実績報告を提出していただきます。都において、審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、支払の手続を行います。複数年度にまたがる場合は、出来高に応じて支払います。

10 事業実施に当たっての留意点

(1)財産(建物)の取扱い

次の事項に留意の上、都に事前に御相談ください。

① 財産処分の制限

補助事業により取得した不動産については、補助事業により取得した財産の処分制限期間に定める期間を経過するまで、知事の承認を得ないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。

② 財産の管理

補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その運用を図っていただきます。

③ 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付していただくことがあります。

(2)工事請負契約に関する注意事項

① 契約手続きにおける都の定める基準等の遵守

補助事業を行うために締結する工事請負契約の手続きについては、一層の透明性、公平性を確保するため、都が別に定める下記ア及びイのとおり基準を遵守し、原則として一般競争入札により行っていただくこととなりますので、ご注意ください。特に、補助事業を行う者（法人の場合は役員を含みます）や設計業者（コンサルタントを含む）等と関係のある建設業者は、入札への参加及び当該工事の請負はできませんので、十分注意してください。

ア 事業者整備型の場合は、「老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助等に係る契約手続き基準」に準拠した契約手続きを行うこと。

イ オーナー整備型の場合は、「東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業の施設整備に係る契約手続き基準（オーナー型）」を遵守して契約手続きを行うこと。

② 契約の相手方等から資金提供の禁止

補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の供給を受けることはできません。

③ 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾することはできません。

11 実績報告

「9 補助金の交付」に係る実績報告とは別に、連携型事業全般に係る実績報告を、事業開始後必要に応じて提出していただきます。様式等は決定された連携型事業の実施者に別に通知します。

また、実績報告とは別に経過報告を求めることがあります。

12 情報の取扱い

本募集要項により提出された補助協議書類は、補助金の審査のために使用します。